

投信総合取引約款

(2026 年 9 月)

新	旧
第 1 章 総則	
(申込方法等) 第 2 条 (略) 2、3 (略) <u>4 「つみたて投資サービス」の取扱いについては、「つみたて投資サービス利用約款」に定めるところに基づき、別途お申込みいただきます。</u> <u>5</u> お客様には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ご本人若しくはご家族の方が「外国の政府等において重要な地位を占める方(外国 PEPs)」に該当する場合は、その国名・職位等を確認させていただきます。当確認では、過去において該当される方も含み、ご家族に該当される方とは、配偶者(事実上婚姻関係にある方を含む)、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親、実子以外のお子さまを指します。	(申込方法等) 第 2 条 (略) 2、3 (略) <u>(新設)</u> <u>4</u> お客様には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ご本人若しくはご家族の方が「外国の政府等において重要な地位を占める方(外国 PEPs)」に該当する場合は、その国名・職位等を確認させていただきます。当確認では、過去において該当される方も含み、ご家族に該当される方とは、配偶者(事実上婚姻関係にある方を含む)、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親、実子以外のお子さまを指します。
(お届け事項の変更) 第 7 条 (略) 2～5 (略)	(お届け事項の変更) 第 7 条 (略) 2～5 (略)

6 お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届け出事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投資信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続<u>および「つみたて投資サービス」のご利用</u>などお取引を制限させていただきます場合があります。	6 お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届け出事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投資信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続などお取引を制限させていただく場合があります。
第3章 ご購入・ご解約のお申込み	
(お申込みの受付) 第11条 ご購入・ご解約は、お客様ご本人からお申込みをいただきます。 <u>ご購入には、「振込」購入と「定時定額引落とし」購入(つみたて投資サービス)があります。</u> 2 「<u>振込</u>」購入は、お客様から、当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、当社において入金を確認後、お客様から「直販投信サービス取扱い規程」に定めるところに基づき、お申込みをいただいた投資信託の買付けを行います。 3 「<u>振込</u>」購入をされたお客様のご解約は、「直販投信サービス取扱い規程」の定めるところに基づきお受けします。 <u>4「定時定額引落とし」購入は、「つみたて投資サービス利用約款」ならびに「直販投信サービス取扱い規程」の定めるところに基づきお受けします。</u> <u>5「つみたて投資サービス」の申込内容の変更、休止および解約は、「つみたて投資サービス利用約款」ならびに「直販投信サービス取扱い規程」の定めるところに基づきお受けします。</u>	(お申込みの受付) 第11条 ご購入・ご解約は、お客様ご本人からお申込みをいただきます。 2 購入は、お客様から、当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、当社において入金を確認後、お客様から「直販投信サービス取扱い規程」に定めるところに基づき、お申込みをいただいた投資信託の買付けを行います。 3 購入をされたお客様のご解約は、「直販投信サービス取扱い規程」の定めるところに基づきお受けします。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

<u>6</u> 「外国の政府等において重要な地位を占める方(過去にその地位にあった方も含む)およびその家族の方(外国 PEPs)」のお申込みについては、別途当社が定めるものとします。	<u>4</u> 「外国の政府等において重要な地位を占める方(過去にその地位にあった方も含む)およびその家族の方(外国 PEPs)」のお申込みについては、別途当社が定めるものとします。
第4章 金銭のお取扱い	
(ご入金) 第16条 ご購入のお申込みに係る金銭は、次の方法により、ご入金いただくものとします（詳細は別途当社が定めるものとします。）。 (1) <u>「振込」購入の場合においては</u>、投信総合取引口座の開設後、当社の指定する銀行口座へのお振込みによるご入金 <u>「(2) 「定時定額引落し」購入の場合においては、「つみたて投資サービス利用約款」に基づき、お客さまにあらかじめお届けいただいた金融機関口座から当社が指定した収納代行会社が引落しすることによるご入金</u> <u>「(3) 「解約代金」を用いるご入金(当該金額のお支払日などにご購入する場合に限ります。)</u>	(ご入金) 第16条 ご購入のお申込みに係る金銭は、次の方法により、ご入金いただくものとします（詳細は別途当社が定めるものとします。）。 (1) 投信総合取引口座の開設後、当社の指定する銀行口座へのお振込みによるご入金 <u>(新設)</u> <u>「(2) 「解約代金」を用いるご入金(当該金額のお支払日などにご購入する場合に限ります。)</u>
(お支払い) 第17条 お客様への解約代金等の金銭のお支払いは、当社に投信総合取引口座をお申込みいただく際、「金銭の振込先の指定についての規程」の定めるところによりお届けいただいた金融機関口座へ、当社所定のお支払日に<u>支払対象となる</u>金額を振り込むことによって行います。	(お支払い) 第17条 お客様への解約代金等の金銭のお支払いは、当社に投信総合取引口座をお申込みいただく際、「金銭の振込先の指定についての規程」の定めるところによりお届けいただいた金融機関口座へ、当社所定のお支払日に<u>出金申込額</u>金額を振り込むことによって行います。

以上